

## 令和8年度事業計画（総括）

公益財団法人岩手県文化振興事業団は、その設立目的及び設立趣意書に記載された基本方針を踏まえ、法人としての基本方針（目指す姿）や経営理念を定めています。

これを基本としつつ、いわて県民計画（2019～2028）を参酌し、令和8年度は、「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」の実現を視野に、次の事業運営方針に従って事業を展開します。

- (1) 文化芸術の情報発信や参加・交流の場の提供
- (2) 文化財の保存管理と活用の推進
- (3) 郷土の歴史や文化の理解
- (4) 文化芸術施設による鑑賞機会の充実
- (5) 文化芸術と県民との交流支援

令和8年度における主な事業は、以下のとおりです。

### 1 県民会館事業

- (1) 指定管理事業については、県民会館の適切な維持管理、大ホール、展示室等を利用する県民に対し、質の高いサービスを提供する。
- (2) 自主事業は、参画型・育成型事業や、コンサートサロン事業、震災復興関連事業について引き続き実施し、多様な県民の要望に応える。
- (3) 鑑賞型事業については、舞台2事業、伝統芸能1事業、演奏会1事業、美術展示1事業の計5事業を実施する。民間企業の周年事業とタイアップするなどプロモーションを強化し、多くの県民に音楽鑑賞の場を提供する。

### 2 埋蔵文化財センター事業

- (1) 発掘調査事業は、7遺跡、約96千㎡を調査する。  
(前年度は7遺跡約85千㎡)
- (2) 室内整理作業は、令和5～6年度に発掘調査した遺跡の出土品整理作業を進める。
- (3) 岩手県教育委員会から受託している柳之御所遺跡発掘調査については、継続事業として実施する。
- (4) 普及・広報事業は、埋蔵文化財展や遺跡報告会等を開催するとともに、所報「わらびて」や年報等を発行する。

### 3 博物館事業

- (1) 企画展として、「すこやかであるために一円環する生・老・病・死」（民俗）を開催する。
- (2) テーマ展として、①岩手の絶滅危惧種とネイチャーポジティブ（生物）、②化石のレプリカ展 We are NOT fakes!（地質）、③日本一多い岩手の土偶

- (考古)、④当館最大級「千田家文書」の世界(歴史)を開催するとともに、随時、常設展展示替え、トピック展の展示を実施する。
- (3) 教育普及活動として、各種講演会や講座、セミナー、観察会、たいけん教室等のほか、職員を派遣して行う「県博出前講座」や学習利用、教材資料貸出など学校教育との連携推進に取り組む。
- (4) 自主事業については、恒例の「博物館まつり」のほか、ナイトミュージアム、ミュージアムコンサート等を実施する。
- (5) 東日本大震災で被災した資料の安定化処理及び抜本修復については、被災機関からの依頼に基づき、継続事業として実施する。

#### 4 美術館事業

- (1) 国内外の優れた美術作品や岩手県内又は本県ゆかりの作家による作品の鑑賞機会の提供については、所蔵作品によるコレクション展を実施する。
- (2) 企画展については、①藤田嗣治7つの情熱②小林徳三郎③芥見下々『呪術廻戦』展(予定)④ヘンリー・ムーア展⑤トーベとムーミン展⑥アートフェスタいわて2026を開催する。
- (3) 教育普及活動事業については、展示関連の講演会・ワークショップのほか、オープスタジオ、アートデオヤコ、館長講座、学芸員講座、アートシネマ、出前授業等により、多様な体験機会の提供に努める。
- (4) 自主事業については、講演会及びワークショップなどを組み合わせたイベント、ファミリータイム、ミュージアムコンサート等を実施する。

#### 5 業務支援室事業

- (1) 芸術文化団体と連携して行う第79回岩手芸術祭については、本県の文化振興の盛り上げを図るため、県民が文化芸術に触れ、鑑賞する機会を数多く提供する。
- (2) 文化振興基金による助成事業については、引き続き多くの文化芸術団体等の活動を奨励・支援するため実施する。
- (3) 法人運營業務として、評議員・役員・各事業所間の連絡調整及び業務支援、持続可能な財務運営、働き方改革に対応した組織の確立、職員の資質向上、各種広報等に取り組む。

## 《参考》

### 設 立 目 的

芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、収集、保護・活用等を図り、もって県民の教育、学術及び文化芸術の振興に寄与すること。

### 基 本 目 標

県民のひとりひとりが芸術・文化に親しみ、うるおいと生きがいと満ちた生活を営むことができるような文化的環境づくりを目指します。

### 基本方針（目指す姿）

県民が文化芸術に親しむ機会や、参加・交流・情報発信の機会を提供する拠点としての役割・機能を果たすとともに、郷土史の理解や文化財の保護・活用等に県と一体となって取り組みます。

### 経 営 理 念

- 1 県民のニーズを的確に把握しながら、県民が多様で優れた文化芸術に親しむ機会や、参加、創造する機会を提供するとともに、歴史・民俗等に関する調査研究や学習機会の提供、埋蔵文化財の保護・活用、文化団体への活動支援等を通じて、県民が文化芸術をより身近に感じ、また、交流することのできる文化的環境づくりに取り組みます。
- 2 県と密接に連携して文化芸術施策を推進することにより、県行政を補完し、県民の教育、学術及び文化芸術の振興の一翼を担います。
- 3 事業団が所管する各施設が持つ機能やノウハウを最大限に発揮し、本県における文化芸術の拠点としての役割を果たします。
- 4 指定管理者の指定を受けた各施設の適切な管理運営を図り、指定管理者としての使命を果たすとともに、サービス向上やコスト削減に主体的に取り組みます。
- 5 事業団を取り巻く環境の変化に的確に対応し、役職員一丸となって経営改善を推進するとともに、職員の意識改革や資質向上を図り、健全かつ適切な運営を行っていきます。